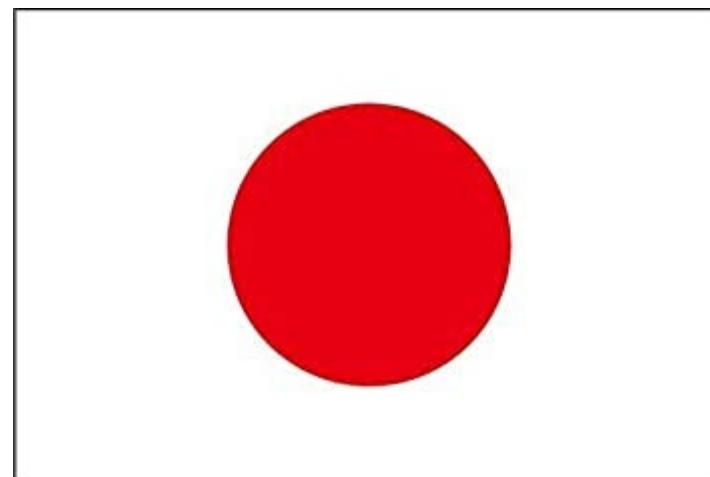


日本国籍



2021年10月

日本国籍

日本国憲法(昭和21年公布、昭和22年施行)

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2) 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。



国籍法(昭和25年制定)

日本国籍を取得する要件

- 1) 出生時に両親の一方が日本国民である場合
- 2) 出生時に父が死亡した場合でその死亡時に父が日本国民で有った場合
- 3) 日本で生まれ、両親が共に不明、或いは無国籍の場合
- 4) 認知
- 5) 帰化

日本国籍

「国籍唯一の原則」

人は必ず国籍を持ち、且つ唯一の国籍を持つべきである

しかし、近年は国際化・多様化が進む中、「国籍唯一の原則」は絶対的な理想では無いとして、国籍変更の自由・重国籍を容認・肯定する国が欧米先進諸国で増加

問題点

国への忠誠、兵役の義務、テロの予防、脱税、犯罪容疑人の引き渡し、重婚、地方・国の選挙権・被選挙権、地方・国の公的機関への就職等

日本国籍

父系血統主義	その国の国籍を有する父の子として生まれた子はその国の国籍が与えられる	インドネシア・スリランカ・アラブ首長国連邦・サウジアラビア・エジプト・イラン・イラク・クウェート・レバノン・アルジェリア・スーダン・モロッコ等
父母系血統主義	その国の国籍を有する父、又は母の子として生まれた子はその国の国籍が与えられる	日本 ・韓国・中国・タイ・フィリピン・インド・イタリア・スペイン・オーストリア・デンマーク・スウェーデン・ノルウェー・フィンランド・ギリシャ・チェコ・スロバキア・ハンガリー・トルコ等
生地主義	その国で生まれた子は、両親の国籍に拘わらず、その国の国籍が与えられる	アメリカ・カナダ・ブラジル・アルゼンチン・アイルランド・パキスタン・バングラデッシュ・ニュージーランド等
血統主義・生地主義併用	イギリスは生地主義が基本 。但し、外国籍の親がイギリスの永住許可を持っている場合、海外で生まれた子供でもイギリス国籍は与えられる	イギリス ・フランス・ドイツ・オランダ・ロシア・ウクライナ・オーストラリア等

日本国籍

日本の国籍についての考え方

- 1) 日本は「国籍唯一の原則」、但し例外(海外出生・国際結婚)として一定期間重国籍を認めている
- 2) 重国籍者は以下の期限で国籍選択義務有り

	現行制度 2022年3月31日まで	新制度 2022年4月1日以降
未成年の 重国籍者	20歳未満で重国籍に成った者は、 22歳までにどちらかの国籍を選択	18歳未満で重国籍に成った者は、 20歳までにどちらかの国籍を選択
成年後の 重国籍者	20歳以降に重国籍に成った者は、 2年以内にどちらかの国籍を選択	18歳以降に重国籍に成った者は、 2年以内にどちらかの国籍を選択

日本国籍

日本の国籍についての考え方

- 3) 日本国籍を選択した者は外国籍の離脱の努力義務(罰則は無し)
- 4) 帰化申請など、自己の意志で外国籍を取得した時は、法的には自動的に日本国籍を喪失。しかし、外国と日本の法務機関で個人情報保護の観点からデータを相互共有している訳では無いので、自動的に日本の戸籍が抹消される事は無い
- 5) 国籍法上、期限内に日本の国籍を選択しなかった時は、国籍の選択をすべきことを催告される。催告を受けた時から1ヶ月以内に日本の国籍を選択しなければ、日本の国籍を喪失但し、これまで日本の法務大臣によってその催告がされた前例は無い

日本国籍

日本の国籍についての考え方

6) 国籍選択していなくとも(即ち、重国籍の状態であっても)、日本のパスポートは新規申請・更新は可能。更に、国籍選択を強制される事も無い

(右の2011年10月20日外務省領事局旅券課の見解を参照)

国籍選択届未提出を理由に旅券申請受理を拒否することはありません。

旅券手続き上、法務省からの指示の有無に関係なく「国籍留保者」と「国籍保持者」は同様に扱っており、日本国籍を保持している限り旅券の申請を受理しています。

出生等により重国籍になった方からの旅券申請は戸籍・国籍事務である国籍選択とは別の話でありますので、日本国籍を喪失していない限り申請を受理するよう常日頃より指導しております。

しかしながら、在外公館においては旅券事務を行っている領事担当官は旅券業務以外にも多様な領事事務に携わっており、当然、戸籍・国籍事務も行っております。

このため旅券手続き等のために在外公館の領事窓口を訪れた関係者の方で、国籍選択をされていない方に対しましては、国籍選択の必要性を説明しております。

説明の際に相手の方に誤解を与えるような説明をした可能性が全くないとは言い切れません。

仮に、誤解を与えるような説明又は間違った説明を行った担当官がいる場合は当方より厳しく指導しますので、具体的な申請窓口をご教示願えれば幸いです。

(2011年10月20日 外務省領事局旅券課)

日本国籍

国籍選択届

日本国籍と外国籍を有する人(重国籍者)が日本国籍を選択する場合、戸籍謄本を添付して国籍選択届を市区町村役場・在外公館に提出(郵送も可)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/pdfs/49sentaku.pdf>

国籍選択届		受理 令和 年 月 日		発送 令和 年 月 日		
		第 号		第 号		
令和 年 月 日 届出		送付 令和 年 月 日		長 印		
第 号		書類調査	戸籍記載	記載調査		
長 殿						
(よみかた)						
国籍選択をする人の氏名	氏	名			年 月 日生	
住 所	番地 番 号					
(住民登録をしているところ)	世帯主の氏名					
本 籍	番地 番					
	筆頭者の氏名					
現に有する外国の国籍						
国籍選択宣言	日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄します					
その他						
届 出 人	印					
署 名 押 印						
届 出 人						
<small>(国籍選択宣言をする人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意。届出人全員の捺印が必要)に書いてください。)</small>						
資 格	親権者 (□父 □兼父) □未成年後見人		親権者 (□母 □兼母) □未成年後見人			
住 所	番地 番 号		番地 番 号			
本 籍	番地 番 筆頭者の氏名		番地 番 筆頭者の氏名			
署 名 押 印	印		印			
生 年 月 日	年 月 日		年 月 日			
日中連絡のとれるところ						
電話 ()						
自宅 勤務先 呼出 (方)						

日本国籍

国籍喪失届

日本国籍と外国籍を有する人(重国籍者)が外国籍を選択する場合、外国籍を選択した事を証明する書面を添付して、国籍(日本国籍)喪失届を市区町村役場・在外公館に提出(郵送も可)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/pdfs/52sousitu.pdf>

国籍喪失届		受理 令和 年 月 日 第 号	送付 令和 年 月 日 第 号		公 館 印		
令和 年 月 日届出		書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知
大 使 総 領 事							
(よみかた)							
国籍を喪失した人の氏名	氏 名	年 月 日生					
住 所	番地 号					番	
本 籍	世帯主の氏名					番地 号	番
喪失の年月日	筆 頭 者 の 氏 名						
喪失の原因	年 月 日						
	<input type="checkbox"/> 志望により新たに()国の国籍を取得した <input type="checkbox"/> ()国の国籍をも有しているのに離脱した <input type="checkbox"/> ()国の国籍を選択した <input type="checkbox"/> 国籍選択の催告を受けて選択をしなかった <input type="checkbox"/> 国籍喪失の宣言を受けた						
その他							
届 出 人 署 名 押 印	印						
届 出 人 (国籍を喪失した人以外の人が届け出るときに書いてください)							
<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ()							
住 所	番地 号					番	号
本 籍	番地 号					筆 頭 者 の 氏 名	
署 名	印					年 月 日生	
(届出人の連絡先及び電話番号)							
注 意 事 項 国籍を喪失した人の氏名欄には、戸籍上の氏名を書いてください。 届出人署名押印欄に外国人としての氏名を書いたときは、戸籍上の氏名をカッコ書きで記載してください。							

日本国籍

国籍離脱届

日本国籍と外国籍を有する人(重国籍者)が日本国籍を離脱する場合、戸籍謄本、住所を証明する書面、外国籍を有する事を証する書面を添付して国籍(日本国籍)離脱届を日本の法務局・地方法務局・在外公館に本人が出向いて提出

<https://www.moj.go.jp/ONLINE/NATIONALITY/6-3.html>

付録第5号様式 国籍離脱届

法務大臣殿 平成22年7月20日

日本の国籍を離脱したいので届出をします。

国籍を離脱しようとする者	氏名 <small>(ふりがな)</small>	こうの よしたろう 甲野 義太郎
	生年月日	平成4年4月10日
	住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番地〇号
	本籍	東京都千代田区千代田〇丁目〇番地 筆頭者の氏名 甲野 義太郎 筆頭者との続柄 本人
	現に有する外国の国籍	アメリカ合衆国

添付書類
・戸籍謄本
・住所を証する書面
(住民票の写し)
・国籍証明書 資格を証する書面

届出人名 ※受付の際に自筆していただきますので、空欄にしてください。

※日本国籍を離脱しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母) <input type="checkbox"/> 後見人
署名	
住所	

届出人連絡先電話番号 ()

上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。
受付担当官

(処理欄)

日本国籍

- * 英国で子供が生まれた時、在英日本大使館領事部に**出生後3ヶ月以内**に届け出(郵送も可)
- * 子供が出生により外国籍を取得している場合、3ヶ月の法定届出期限を過ぎると日本国籍を喪失し、出生届は受け付けられない

必要書類

- 1) [出生届 \(記入上の注意\)](#)
- 2) 英国Register Office 発行の Certified Copy of Full Birth Certificate
- 3) [出生証明書和訳文](#)
- 4) 出産した病院名・住所が確認出来る書類(病院のパンフレット・請求書・ウェブサイトのコピーの何れか)
- 5) 父母の旅券身分事項ページのコピー(窓口で手続きを行う場合は旅券の原本要)
- 6) 英国滞在許可(英国滞在許可印の有る旅券のコピー・英国Home Office発行のBiometric Residence Certificateのコピー又は名前・写真・滞在ステータスが表示されたYour Immigration Statusのコピーの何れか)
- 7) [出生届確認シート](#)

日本国籍

	婚姻中の両親の子供 (摘出子)	婚姻中で無い両親の子供 (非摘出子)
日本人の父と外国人の母	両親のどちらか一方が日本国籍の場合、出生届を提出してその子供を戸籍に掲載し、日本国籍取得可	子供に日本国籍を自動的に取得させる為には出生前の胎児認知要 出生前の胎児認知をしていないと子供を日本人として出生届を提出し戸籍に記載出来ない
日本人の母と外国人の父		子供に日本国籍を自動的に取得させる為の出生前の胎児認知不要 子供の父の名前を日本の戸籍に登録するには、父親の国籍によって手続きが異なる。詳しくは <u>こちら</u> を参照

詳しくはこちら

https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/index_000050.html

日本国籍

	婚姻中の両親の子供 (摘出子)	婚姻中で無い両親の子供 (非摘出子)
日本人の父と外国人の母	出生届を提出する事により、夫婦の子供として日本の戸籍に記載され、法律上の親子として相続権・養育費請求権・扶養義務有り	出生前の胎児認知されていない日本人の父親と子供には法律上の親子として相続権・養育費請求権・扶養義務は無い
日本人の母と外国人の父		日本人の母親と子供には法律上の親子として相続権・養育費請求権・扶養義務有り

詳しくはこちら

https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/index_000050.html

日本国籍

* 正式な婚姻関係に無い日本人の父親と外国人の母親の間に生まれた非嫡出子に対して出生前に胎児認知をしていない場合は、その子供を日本人として出生届を出す事は不可。その日本国籍の父親の戸籍にも子供は記載されない。但し、その子供を出生後に自分の子供で有ると認知届を提出する事は可能。

認知届の必要書類は以下の通り

- 1) [認知届](#) (2通)
- 2) 認知する父の戸籍謄本 (原本1通、コピー1通)
- 3) [子の出生証明書](#) (Register Office発行のCertified Copy of Full Birth Certificate) 及び[和訳文](#) (原本1通、コピー1通)
- 4) 子の外国旅券 (窓口で提示) 及びその[和訳文](#) (2通)
- 5) 外国籍母の旅券 (窓口で提示) 及びその[和訳文](#) (2通)
- 6) 外国籍母の独身証明書及び和訳文 (原本1通、コピー1通)
- 7) 子の本国法上の保護要件を具備している旨の証明書及び和訳文 (各2通)
- 8) 認知する父の日本国旅券 (窓口で提示)

日本国籍

* 7)のこの本国法上の保護要件を具備している旨の証明書は保護要件について、第三者の承諾や同意等要件を満たす事が必要な場合有り。フランスの認知制度に関する法律を調べて認知するのに問題が無いが、保護要件を満たしている事が分かる法令文及びその和訳が必要)

* その外国人の母親と正式に結婚して結婚届を提出すれば、その配偶者と子供を日本国籍の父親の戸籍に記載する事は可能。そして、配偶者のみ又は子供のみ、又は両人の日本国籍の申請も可能

日本国籍

婚姻届は婚姻後3ヶ月以内に届け出。必要書類は以下の通り

- 1) 婚姻届 (3通、記入例、記入上の注意)
- 2) 双方の戸籍謄(抄)本(原本各1通、コピー1通)

英国の法律に基づいて婚姻が成立した場合

- 1) 婚姻届 (配偶者が外国人の場合、原本1通、コピー1通、日本人の場合、原本1通、コピー2通)
- 2) 婚姻証明書 (Register Office 発行のCertified Copy of Marriage Certificate)
- 3) 上記2の婚姻証明書の和訳 (配偶者が外国人の場合2通、日本人の場合3通、記入例)
- 4) 戸籍謄(抄)本(原本1通、コピー1通)
- 5) 日本人旅券の身分事項ページのコピー(1通)
- 6) 外国人配偶者の国籍証明資料及び和訳文

詳しくは、こちら https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/index_000051.html

日本国籍

英国籍 (British Citizen) と自動的に認められる条件

本人又は両親の一方が英国生まれの場合は、概ね自動的に英国市民となる(但し、本人の生まれた時期によって異なる条件有り)

詳しくは、以下のサイトを参照

<https://www.gov.uk/check-british-citizenship>



Check if you're a British citizen

Contents

- [Overview](#)
- [Born in the UK or a British colony before 1 January 1983](#)
- [Born in the UK between 1 January 1983 and 1 October 2000](#)
- [Born in the UK between 2 October 2000 and 29 April 2006](#)
- [Born in the UK between 30 April 2006 and 30 June 2021](#)
- [Born in the UK from 1 July 2021 onwards](#)
- [Born outside the UK or stateless](#)
- [Your parents' immigration status when you were born](#)

英国籍

英国籍 (British Citizen) を申請出来る条件

本人が英国生まれで有っても、必ずしも自動的に英国市民となるとは限らない。いつ生まれたか、そして、両親の状況に拠る。以下の場合、英国籍を申請可

- 1) 英国生まれ
- 2) 英国人と結婚して、英国に最低3年居住
- 3) 永住ビザ (ILR) を取得後、5年居住 等

詳しくは、以下のサイトを参照

<https://www.gov.uk/british-citizenship>



Check if you can become a British citizen

There are different ways to apply for British citizenship (or 'naturalisation') based on your circumstances.

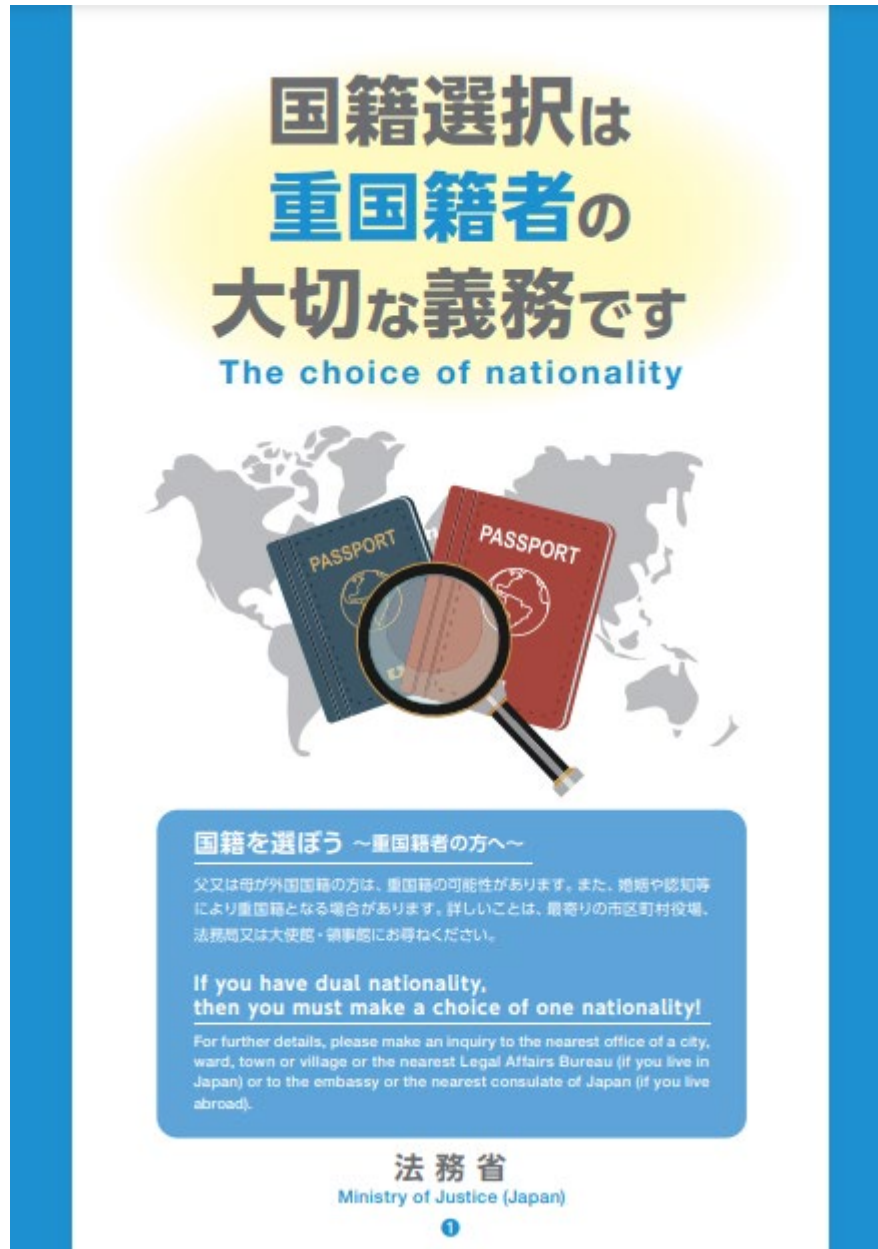
If you're eligible in more than one way you can choose which way to apply.



日本国籍

詳しくはこちらの日本語・英語併記のリーフレットを参照

<https://www.moj.go.jp/content/001343325.pdf>



**国籍選択は
重国籍者の
大切な義務です**
The choice of nationality

国籍を選ぼう ～重国籍者の方へ～

父又は母が外国国籍の方は、重国籍の可能性あります。また、結婚や認知等により重国籍となる場合があります。詳しいことは、最寄りの市区町村役場、法務局又は大使館・領事館にお尋ねください。

**If you have dual nationality,
then you must make a choice of one nationality!**

For further details, please make an inquiry to the nearest office of a city, ward, town or village or the nearest Legal Affairs Bureau (if you live in Japan) or to the embassy or the nearest consulate of Japan (if you live abroad).

法務省
Ministry of Justice (Japan)

①

日本国籍

詳しくはこちらの法務省・在英國日本国大使館のサイトを参照



トップページ > 法務省の概要 > 組織案内 > 内部部局 > 民事局 > 国籍 > 国籍を選ぼう ～重国籍の方へ～ > 国籍の選択について

国籍の選択について

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06.html>



https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/index_000054.html

日本国籍

更に、以下のサイトも参照

The screenshot shows a website header with the title "海外てつづきナビ" and the subtitle "海外在住&海外移住日本人のためのお役立ち情報満載!". Below the header is a yellow banner with the text "よくわかる! 海外生まれのお子さんの出生届の書き方" and a button labeled "詳しくはこちら". The main content area shows a breadcrumb trail: "ホーム > 海外で日本の手続き > パスポート >". The article title is "二重国籍で22歳までに国籍選択しないとパスポート更新できなくなる?" and the date is "2021 9/02".

<https://www.kaigaikk.com/dual-citizens-can-be-japanese-without-choosing-their-nationality/>

以 上

ここに掲載した情報は、2021年10月時点で最新、且つ正確を期する様最大限の注意を払っておりますが、皆様が実際に判断・行動される場合には、ご自身で確認されたり、専門家に相談される事をお勧めします。